宇部市短期集中予防サービス(通所型C)検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇部市短期集中予防サービス(通所型C)(以下「短期集中予防サービス」 という。)に関する必要な事項を調査審議するため、宇部市短期集中予防サービス 検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる関係機関から推薦を受け市長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、第4条第1項の規定に より会長を定めるまでの間は、市長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も 同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、宇部市健康福祉部高齢福祉課に事務局を置 く。 (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年5月8日から施行する。

別表(第2条関係)

別表(第2条関係)	
宇部市医師会	
山口県デイサービス協議会	
山口県理学療法士会	
山口県作業療法士会	
宇部市社会福祉協議会	
宇部市地域包括支援センター	